

国民健康保険被保険者の方が交通事故にあったときは

交通事故など、第三者(自分以外の人)より受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担すべきもののため、国民健康保険は使用できません。ただし、「第三者行為による傷病届」を住民課保健医療係へ提出することにより、保険証を使って治療を受けることができます。その場合は、国民健康保険が一時的に医療費を立て替え、加害者に後日請求することになります。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると国民健康保険が使えなくなる場合がありますので、示談の前に必ず住民課保健医療係へ届け出てください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険 人間ドック検査費用助成

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している被保険者の方を対象に、人間ドックまたは脳ドック(以下、「人間ドック等」)の検査費用の一部を補助します。定期的に検査を受け、病気の早期発見、早期治療を心がけてください。

**※次の全てに当てはまる方**

- ①国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で、人間ドック等の検査を受ける日において40歳以上の方
- ②国民健康保険税を完納している世帯に属する方、または後期高齢者医療保険料を完納している方
- ③特定健診、後期高齢者健診を受診していない方

**【補助額】**

検査費用の3分の2(千円未満切り上げ)で2万円を限度額とし、1年度につき1回の受診に対して補助します。

**【申請に必要なもの】**

保険証、領収書(人間ドック等検査費用)、検査結果票、印鑑、振込口座のわかるもの、マイナンバーのわかるもの

※申請期間は、人間ドック等を受けた日から1年以内です。 ※受診医療機関は町内外を問いません。

国民健康保険の切替え

国民健康保険の加入または離脱の際には必ず窓口での手続きが必要になります。

下記のときは、必ず14日以内に住民課へ届出をお願いします。

なお、すべての手続きにマイナンバーがわかるもの、本人確認書類が必要になります。

|              | 事由                   | 手続きに必要なもの                 |
|--------------|----------------------|---------------------------|
| 国民健康保険に入るとき  | 他の市町村から転入してきたとき      | 他の市町村の転出証明書               |
|              | 職場の健康保険をやめたとき        | 職場の健康保険をやめた証明書            |
|              | 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき | 被扶養者でなくなった証明書             |
|              | 生活保護を受けなくなったとき       | 保護廃止決定通知書                 |
|              | 子どもが生まれたとき           | 被保険者証、母子健康手帳              |
|              | 外国人が加入するとき           | 在留カード、パスポート               |
| 国民健康保険をやめるとき | 他の市町村に転出するとき         | 被保険者証                     |
|              | 職場の健康保険に加入したとき       | 国保と職場の健康保険の両方の被保険者証       |
|              | 職場の健康保険の被扶養者になったとき   | (後者が未交付のときは加入したことを証明するもの) |
|              | 生活保護を受けはじめたとき        | 被保険者証、保護開始決定通知書           |
|              | 死亡したとき               | 被保険者証、死亡日を証明するもの          |
|              | 外国人が脱退するとき           | 被保険者証、在留カード               |
| その他          | 町内で住所が変わったとき         | 被保険者証                     |
|              | 世帯主や氏名が変わったとき        |                           |
|              | 世帯が分かれたり一緒になったりしたとき  |                           |
|              | 就学のため別に住所を定めるとき      | 被保険者証、在学証明書、他市町村住民票       |

## こども医療費助成制度の現物給付 対象年齢が18歳までに拡大します

令和5年4月から、18歳までの方は栃木県内の医療機関で現物給付(※1)を受けられるようになります。

栃木県外の医療機関等で受診した場合および入院時の食事代は今までどおり償還払い(※2)となります。

(※1) 現物給付とは…

受診の際に町から発行される受給資格者証を提示すれば、保険診療分の自己負担なく受診できる助成方法です。

(※2) 償還払いとは…

医療機関等の窓口でお支払いをした際の領収証を添えて助成申請書を役場に提出していただき、後日口座振り込みでお支払いする助成方法です。

▼受給資格者証の有効期限と色が変わります。新しいものを3月下旬に送付します。

【変更前】令和5年3月31日まで

| 年齢区分      | 給付方法                    | 資格者証の色 |
|-----------|-------------------------|--------|
| 0歳～未就学児   | ・現物給付<br>(栃木県内の医療機関等)   | ピンク色   |
| 小学1年生～15歳 | ・償還払い<br>(県外の医療機関等・食事代) | オレンジ色  |
| 16歳～18歳   | 償還払い                    | むらさき色  |

【変更後】令和5年4月1日から

| 年齢区分      | 給付方法                    | 資格者証の色  |
|-----------|-------------------------|---------|
| 0歳～12歳    | ・現物給付<br>(栃木県内の医療機関等)   | ピンク色    |
| 中学1年生～18歳 | ・償還払い<br>(県外の医療機関等・食事代) | うすだいだい色 |

問住民課 ㉠(57)4141

## マイナンバーカード 日曜交付のお知らせ(要予約)



㉠4月30日(日)9時～11時30分、13時～16時

【持参する物(必須)】

- ・カード交付の案内ハガキ ・通知カード
- ・本人確認書類(運転免許証等)

【持参する物(お持ちの方)】・住民基本台帳カード

※QRコード読込またはお電話にて予約ください。

問住民課 ㉠(57)4126

## 下水道事業受益者負担金の徴収猶予 を受けている方へ

耕作中の農地や山林であることなどを理由に受益者負担金の徴収猶予を受けている土地が宅地化された場合には、届け出が必要となります。その場合は、徴収猶予が取り消され、負担金を納めていただくことになりますので該当する場合はご連絡ください。

問上下水道課 ㉠(57)4147

※新型コロナウイルス感染拡大状況により中止や延期になる場合がありますので、各問合せ先へご確認ください。(13)

## 住民異動や証明書交付等の手続き

例年3月から4月の引っ越しシーズンは、住民課窓口が大変混み合います。

窓口に来庁することなくできる手続きやサービス等をご活用くださいますようお願いいたします。

【郵送でできる手続き】

〈郵送による転出届〉

野木町から他市町村に引っ越すときは、郵送で行うことができます。

※マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルからオンライン手続きも可能です。

〈各種証明書の郵送請求〉

住民票の写しや戸籍関係証明書(戸籍謄・抄本、身分証明書等)については、郵送で請求することもできます。

【マイナンバーカードによるコンビニ交付】

マイナンバーカードをお持ちで、電子証明書がご利用できる方は、各種証明書(住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書)をコンビニエンスストアのマルチコピー機が設置してある店舗で取得できます。

問住民課 ㉠(57)4126

## 下水道(井戸水使用)に関するお願い ～使用人数等に変更はありませんか？～

下水道(公共下水道または農業集落排水)をご使用の場合、井戸水の排水量は使用人数1人につき1か月6㎡で算定します。また井戸水と水道水を併用している場合は、いずれか多い方の水量を排水量として算定します。

使用を始めてから使用人数等に変更はありませんか？使用料を算定する基準になりますので、次のようなときは、「使用水・世帯構成人員変更届」の提出をお願いします。

- 使用人数に変更があるとき
- 新たに上水道または井戸水を使用するとき
- 井戸水の使用を止めたとき

問上下水道課 ㉠(57)4147

## 下水道事業 受益者名義確認のお願い

受益者負担金を分割により納付中の方で、土地の売買、相続等により受益者が変更になった場合は新受益者の承諾のもとに「公共下水道事業受益者変更申告書」の提出が必要となります。

※自動的に権利変更とはなりませんので、納入者(受益者)を変更する場合は、必ず問合せ先までご連絡ください。

問上下水道課 ㉠(57)4147